

病院だより

市民病院管理課
☎43-2511(代表)

病院機能評価

約550項目についての評価

病院の機能評価とは、患者さんや地域の方が適切な医療を安心して受けられるよう、(財)日本医療機能評価機構が多方面にわたって医療機関の評価を行うものです。これは、各医療機関の優劣を比較するものではなく、それぞれの病院が自ら優れている点や改善すべき点を把握し、医療における一層の質の向上やサービスの充実につなげていく目的で行われているものです。

審査は、診療部門・看護部門・事務

管理部門など、病院機能

を6つの領域に分けて、専門的な立場から中立的、客観的に約550項目について評価が行われます。



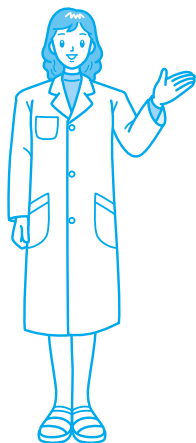
袋井市民病院

更なる医療の質・サービスの向上へ

機能評価の認定を受けている病院は、全国で2,299病院(平成19年1月22日現在)あり、市民病院も、平成9年12月に(県下では、2番目)認定を受け、有効期限である5年を経て、平成16年2月に再認定を受けました。

今回、さらに質の高い医療やサービスを提供できる病院を目指すため、現在の評価基準である「病院機能評価 Ver.5」の認定に向けて取り組んでいるところであり、11月に審査を受ける予定です。

現在、医師不足などにより、市民病院は大変厳しい状況ではありますが、医療に対する関心や要求がますます高くなっている中、地域を支える市民病院として質の高い、意識の高い病院を目指していきます。



国保ガイド

平成19年度の国民健康保険税の納期・税額

国民健康保険税の納期

仮算定(第1・2期)

第1・2期の税額は、平成18年中の総所得金額などが確定しないため、平成18年度の国民健康保険(国保)税額を基に、仮に算出します。

本算定(第3~9期)

第3~9期の税額は、確定した平成18年中の総所得金額などを基に、算出します。

平成19年度国保税納期

期	納付期間	納期限
第1期	4月16日(月)~ 5月 1日(火)	5月 1日(火)
第2期	6月18日(月)~ 7月 2日(月)	7月 2日(月)
第3期	8月16日(木)~ 8月31日(金)	8月31日(金)
第4期	9月18日(火)~10月 1日(月)	10月 1日(月)
第5期	10月16日(火)~10月31日(水)	10月31日(水)
第6期	11月16日(金)~11月30日(金)	11月30日(金)
第7期	12月17日(月)~12月25日(火)	12月25日(火)
第8期	1月16日(水)~ 1月31日(木)	1月31日(木)
第9期	2月18日(月)~ 2月29日(金)	2月29日(金)

国保に加入している方がいる世帯の世帯主が納税義務者になり、世帯主に納税通知書を郵送します。納期限までにお支払いください。

国保税の

計算方法

国保税には、医療分と介護分(40~64歳の方が対象)があり、下表の税率を基に算定します。

課税の最高限度額は、医療分が53万円、介護分が9万円です。月割りで計算します。

年度の途中で国保に入った時や抜けた時は、月割りで計算します。国保を抜けた場合は、国保に入っていた月数で税額を再計算し、納めすぎている場合は国保税をお返しします。

支払った国保税は、年末調整や確定申告の所得申告の時に、社会保険料控除として所得から控除できます。

市民課国保年金係 ☎44 3113
市民サービス課市民サービス係 ☎23 9212

	医療分	介護分
所得割	(被保険者ごとの前年の総所得金額-33万円)×5.2%	(被保険者ごとの前年の総所得金額-33万円)×0.7%
資産割	固定資産税(都市計画税、償却資産を除く)×31.0%	固定資産税(都市計画税、償却資産を除く)×4.0%
均等割	被保険者1人に対して25,800円	被保険者1人に対して6,500円
平等割	加入世帯に対して26,400円	加入世帯に対して4,000円

